

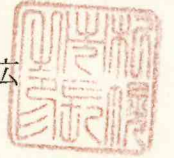
入 札 告 示

札幌市告示第 5196 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受ける調達を一般競争入札に付すので、下記のとおり告示する。

令和 6 年 12 月 20 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 5 階

札幌市教育委員会 生涯学習部 学校給食課 給食係

電話 011-211-3833

メールアドレス kyoiku-kyusyoku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

- ア 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (1)
- イ 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (2)
- ウ 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (3)
- エ 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (4)
- オ 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (5)
- カ 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (6)
- キ 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (7)
- ク 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (8)
- ケ 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (9)
- コ 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (10)
- サ 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (11)
- シ 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (12)

ス 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (13)

セ 学校給食用食器・食缶等運搬業務 (14)

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

上記(1)の件名ごとに、1系統1日当たりの単価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が「運輸・通信業」に登録されている者であること。

なお、上記名簿に登録されていない者でこの入札に参加しようとする者は、下記4(4)の入札書の受領期限日の前日から起算して10日前の日までに、次のとおり申請する必要がある。

ア 申請先

札幌市財政局管財部契約管理課(札幌市中央区北1条西2丁目)

電話 011-211-2152

イ 申請に必要な書類の入手方法

上記アの場所で交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。

[http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9\\_wto.html](http://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/chosei/toroku/9_wto.html)

- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 当該役務の提供が十分に可能な車両を系統数以上保有していること。
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）で定められている貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札参加提出書類・入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

上記 1 に同じ。

- (2) 入札説明書の交付方法

上記 1 の場所で交付するほか、下記 URL にある該当案件にかかるページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/kyoiku/top/keiyakukoukai/shogaigakusyuu-keiyaku-ippan2017.html>

- (3) 入札参加提出書類の受領期限

上記 2 (1) の件名全て、次のとおりとする。

令和 7 年 2 月 4 日（火） 16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

※ 提出書類については、下記 5 (4) に別途提示。

- (4) 入札書の受領期限

上記 2 (1) の件名全て、次のとおりとする。

令和 7 年 2 月 17 日（月） 16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

※ 本案件については、紙入札で行うため、電子での参加申請は行わな



い。

(5) 開札の日時及び場所

上記 2 (1) の件名ごとに、次のとおりとする。

日時：件名ア	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 00 分
件名イ	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 05 分
件名ウ	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 10 分
件名エ	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 15 分
件名オ	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 20 分
件名カ	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 25 分
件名キ	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 30 分
件名ク	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 35 分
件名ケ	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 40 分
件名コ	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 45 分
件名サ	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 50 分
件名シ	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	10 時 55 分
件名ス	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	11 時 00 分
件名セ	令和 7 年 2 月 18 日 (火)	11 時 05 分

場所：札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 STV 北 2 条ビル 3 階

札幌市教育委員会入札室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

要

契約を締結しようとする者は、委託者があらかじめ示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額の総額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知

(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

#### (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、上記3(6)及び(7)にて入札参加資格とした内容を証明するため、入札説明書に示している資格保有状況報告書を上記4(3)で示す期限までに提出しなければならない。

また、入札者は、入札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

#### (5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

#### (6) 契約書作成の要否

要

#### (7) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (8) 詳細は入札説明書による。

#### (9) 本調達については、本調達に係る予算の成立を条件とする。

## 6 Summary

### (1) Nature and quantity of the services to be procured:

#### a. Transportation of utensils for school lunch program (1)

- b. Transportation of utensils for school lunch program (2)
  - c. Transportation of utensils for school lunch program (3)
  - d. Transportation of utensils for school lunch program (4)
  - e. Transportation of utensils for school lunch program (5)
  - f. Transportation of utensils for school lunch program (6)
  - g. Transportation of utensils for school lunch program (7)
  - h. Transportation of utensils for school lunch program (8)
  - i. Transportation of utensils for school lunch program (9)
  - j. Transportation of utensils for school lunch program (10)
  - k. Transportation of utensils for school lunch program (11)
  - l. Transportation of utensils for school lunch program (12)
  - m. Transportation of utensils for school lunch program (13)
  - n. Transportation of utensils for school lunch program (14)
- (2) Time limit for tender : 16:00 on February 4 (Tue.), 2025
- (3) Contact point for the notice : Health and School Meal Section,  
Lifelong Learning Department, Sapporo City Board of Education,  
Kita 2-jo, Nishi 2-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-0002 Japan.  
TEL 011-211-3833